(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県内の食品の流通及び販売を行う事業者が実施する自主衛生 管理の取組みを評価し、それを消費者に示すことにより、食品の安全と消費者の安心を 確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、食品の流通及び販売を行う事業者に適用する。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 食品の流通及び販売 食品の卸売、保管、小売又は配送をいう。
- (2)施 設 事業者が営業を行う店舗、倉庫又は配送する車輌の基地をい う。
- (3)配 送 車 食品を定められた条件で配送する車輌をいう。

(届出の基準)

第4条 この要綱による届出をしようとする事業者は、施設については別表1、配送車については別表2に規定する衛生管理自主点検表の必須項目を満たしていなければならない。

(衛生管理部門責任者)

- 第5条 事業者は、衛生管理に関する責任者(以下「責任者」という。)を置かなければ ならない。
- 2 責任者は、次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 食品衛生法施行条例(平成12年和歌山県条例第54号)別表第1第1項第8号イに 規定する者
- (2) 和歌山県が実施する食品の流通及び販売における衛生管理に関する講習会等を受講した者
- 3 事業者は、前項に規定する者を責任者として充てることが困難な場合、食品の流通及 び販売に係る半年間以上の実務経験がある者を責任者として置き、速やかに和歌山県が 実施する食品の流通及び販売における衛生管理に関する講習会等を受講させなければな らない。
- 4 配送車の届出済み事業者の責任者は、配送を担当する者に対して、年1回以上衛生管理に関する教育を実施しなければならない。

(届出)

- 第6条 事業者は、食品の流通及び販売における衛生管理届出書(別記第1号様式。以下 「届出書という。)により、施設を管轄する県立保健所長(新宮保健所串本支所長を含む。以下同じ。)あて届け出することができる。
- 2 届出書を受理した県立保健所長(以下「県立保健所長」という。)は、届出者が衛生 管理を適切に実施しているかを現地調査により確認するものとする。
- 3 県立保健所長は、前項の調査により事業者の講じる衛生管理が自主点検表のとおり実

施されていると認めたときは、食品の流通及び販売における衛生管理届出済証(別記第2号様式。以下「届出済証」という。)を事業者に交付すると同時に、食品の流通・販売における衛生管理届出済みステッカー(別記第5号様式。以下「ステッカー」という。)を配付するものとする。

- 4 ステッカーの配付を受けた事業者は、ステッカーを施設及び配送車に掲示するよう努めるものとする。
- 5 届出済証の交付を受けた事業者は、当該届出の内容に変更を生じた場合又は食品の流 通及び販売を行わなくなった場合には、食品の流通及び販売における衛生管理届出事項 変更(廃止)届(別記第3号様式)を県立保健所長あて届け出なければならない。
- 6 届出済証を破損し、又は紛失した事業者は、食品の流通及び販売における衛生管理届 出済証再交付願(別記第4号様式。以下「再交付願」という。)を県立保健所長あて届 け出なければならない。
- 7 再交付願を受理した県立保健所長は、届出済証の再交付を行うものとする。 (管理簿)
- 第7条 県立保健所長は、届出済証を交付した場合は、管理簿(別記第6号様式)を作成 し管理すると同時に、届出内容を食品・生活衛生課あて報告するものとする。
- 2 県立保健所長は、管理簿に変更が生じた場合は、速やかにその内容を食品・生活衛生 課あて報告するものとする。

(公表)

第8条 食品・生活衛生課は、県ホームページにおいて、届出済証交付に関する情報を公 表するものとする。

(衛生管理自主点検)

- 第9条 届出済証の交付を受けた事業者は、年1回以上衛生管理自主点検表にて衛生管理 の実施状況を点検し、県立保健所長あて提出しなければならない。
- 2 県立保健所長は、速やかに提出された内容を食品・生活衛生課あて報告するものとする。

(衛生管理状況の確認)

第10条 県立保健所長は、届出済証の交付を受けた事業者が実施する衛生管理状況を定期 的に確認しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

届出者 住 所

ふりがな

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)

食品の流通及び販売における衛生管理届出書

和歌山県食品の流通及び販売における衛生管理届出制度実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設又は事業所の所在地	
施設又は事業所の名称	
営 業 の 区 別 (該当するものに○をつける)	保管 ・ 卸売 ・ 小売 ・ 配送 その他()
衛生管理部門の責任者の 氏 名 及 び 資 格	
ステッカー 交 付 希 望 数	枚

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

添付書類

- 1 施設の平面図及び付近の地図
- 2 衛生管理自主点検表

第 号

所在地

名 称

氏 名

食品の流通及び販売における衛生管理届出済証

年 月 日

保健所長 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

和歌山県 保健所長 様

届出者 住 所

ふりがな 氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)

食品の流通及び販売における衛生管理届出事項変更(廃止)届

和歌山県食品の流通及び販売における衛生管理届出制度実施要綱第6条第5項の規定により、次のとおり届出事項を変更(廃止)したので届け出ます。

届出年月日		
施設又は事業所の所在地		
施設又は事業所の名称		
衛生管理部門の責任者の 氏 名 及 び 資 格		
変更(廃止)年月日		
変更事項 更内容	変更前	変更後
変更(廃止)した理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

添付書類 食品の流通及び販売における衛生管理届出済証

和歌山県 保健所長 様

届出者 住 所

ふりがな 氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)

食品の流通及び販売における衛生管理届出済証再交付願

和歌山県食品の流通及び販売における衛生管理届出制度実施要綱第6条第6項の規定により、次のとおり再交付を願います。

施設又は事業所の所在地	
施設又は事業所の名称	
届出済証を破損し、又は 紛失した理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。



食品の流通及び販売における 衛生管理を実施しています!

衛生管理届出済 和歌山県

別記第6号様式(第7条関係)

食品の流通及び販売における衛生管理届出施設管理簿 (年月日現在)日現在) 保健所(支所)

届出 年月日	目目		施設又は事業所		営業の 衛生管理部門の 区別 責任者			届出済証交付		変更届		廃止届	
	住所	氏名	電話番号	所在地	名称		氏名	資格	年月日	番号	年月日	変更内容	年月日
		i	THE V	1	AH:RJ:		- V-1	Я	1 / J	? E			1/1 [